

# 埼玉学園大学における研究不正に係る調査等に関する内規

平成 28 年 7 月 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)」(以下「ガイドライン」という。 ) 及び埼玉学園大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程(以下「規程」という。 ) に基づき、特定不正行為に係る調査等に関し必要な事項を定める。

(特定不正行為に対する通報)

第 2 条 規程第 2 条第 2 号に定める特定不正行為の疑いを発見して、規程第 6 条第 1 項に基づいて通報を行おうとする者は、原則として顕名により、特定不正行為が疑われる教職員等の不正の態様等を示して、電話、FAX、電子メール、書面、面談により行わなければならない。

(外部機関からの指摘)

第 3 条 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合、または、インターネット上に掲載された事案で特定不正行為の疑いに合理性があると認められる場合は、最高責任者は、規程第 6 条第 3 項に基づく報告があった場合に準じて取り扱うものとする。

2 前項の場合において、規程第 7 条第 2 項の適用に当たっては、「通報を受け付けた日」とあるのを「最高責任者が指摘を了知した日」と読み替える。

(報告等事案の範囲)

第 4 条 報告等事案について本学が対応すべき範囲については、ガイドライン第 3 節 4-1「調査を行う機関」の基準によるものとし、「告発」は「通報」と、「研究機関」は適宜「本学」と読み替える。

(予備調査)

第 5 条 規程第 7 条に基づく予備調査は、報告等事案に係る部局長その他の教職員の中から最高責任者が指名する委員で構成する予備調査委員会が行う。

2 予備調査委員会は、規程第 7 条第 2 項を踏まえて最高責任者が定める期限までに、予備調査の結果を最高責任者に報告するものとする。

3 最高責任者は、前項の報告に基づき、規程第 8 条に規定する本調査の必要性がないと判断した時は、速やかに通報者に通知する。

(調査委員会の構成)

第 6 条 規程第 9 条に基づき、報告等事案に係る調査を実施するために設置する調査委員会の委員は、最高責任者が指名又は委嘱する。

2 前項の委員には、調査の公正かつ透明性を確保する観点から、本学の教職員等以外の外部有識者を半数以上含まなければならない。

3 前項の外部有識者は、法律の専門知識を有する者 1 名以上を含むものとし、本学、通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

4 最高責任者は、調査委員会を設置した時は、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者、及び被通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第 7 条 調査委員会の調査方法は、概ね以下のとおりとする。

- (1) 報告等事案に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
- (2) 報告等事案の関係者に対するヒアリング
- (3) 研究分野の特色に応じ、規程第 9 条第 3 項別紙に掲げる事項を明らかにできる方法

2 調査委員会は、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告)

第 8 条 調査委員会は、調査が完了したときは規程第 9 条第 3 項別紙に掲げる事項に準じて報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高責任者に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、調査委員会は、規程第 9 条第 4 項に基づく最高責任者の責務を果たすために最高責任者から要請があった場合は、報告等事案に係る調査の完了前であっても中間報告を提出しなければならない。

3 前項の報告書は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者が事実として認めた諸証拠に基づいて作成されるものとし、被通報者の自認を唯一の証拠として作成されてはならない。

(不服申立て等)

第 9 条 第 6 条第 4 項に基づいて通知を受けた通報者及び被通報者は、通知を受けた日から 7 日以内に最高責任者に調査委員会の構成等について異議を申し立てることができる。

2 規程第 9 条に基づいて通知を受けた被認定者は、通知を受けた日から 14 日以内に最高責任者に不服を申し立てることができる。

3 規程第 10 条第 2 項に基づいて、通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、通知を受けた日から 14 日以内に最高責任者に不服を申し立てることができる。

4 前 2 項の規定に基づき不服の申し立てを受けた最高責任者は、調査委員会に調査を行わせるものとし、調査委員会は、第 2 項にあっては調査開始から 50 日以内、第 3 項にあっては調査開始から 30 日以内に調査の結果を最高責任者に報告するものとする。

5 前各項に規定するもののほか、第 1 項の異議の申立て、第 2 項及び第 3 項の不服の申し立ての処理については、ガイドライン第 3 節第 4-3(5)「不服申立て」の基準によるものとする。この場合において、「調査機関」は「最高責任者」、「告発」は「通報」と読み替える。

(雑則)

第 10 条 特定不正行為の調査等に関し、この内規に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合については、ガイドラインの基準に従うものとする。

附則

この内規は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。